

地域県土警察常任委員会資料

(令和7年9月12日)

[件名]

- 株式会社エアドッグジャパンとの災害時における避難所の空気環境改善に関する協定締結について
(危機管理政策課)… 2
- 鳥取県社会福祉協議会との災害中間支援組織の設置及び運営に係る協定締結について
(危機管理政策課)… 3
- 「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に係る鳥取県知事及び新潟市長の会談並びに徳島県内の現地視察等の結果について
(危機管理政策課)… 4
- 鳥取県地域防災計画等の修正に係るパブリックコメントの実施について
(危機管理政策課・原子力安全対策課)… 6
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について(第42報)
(原子力安全対策課)… 8
- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象拡大について
(原子力安全対策課)… 12
- 鳥取県、米子市及び境港市に対する財源措置の適正化等を求める中国電力への申入れについて
(原子力安全対策課)… 13
- 原子力災害時に備えた防災訓練の実施結果について(人形峠環境センター対応訓練、避難先及び避難経路確認訓練)
(原子力安全対策課)… 17
- ぼうさいこくたい2026の鳥取県開催について
(消防防災課)… 19

危機管理部

株式会社エアドッグジャパンとの災害時における避難所の空気環境改善に関する協定締結について

令和7年9月12日
危機管理政策課

災害時の良好な避難所環境の確保に向けた空気清浄化を行い、災害関連死の防止を図るため、鳥取県と株式会社エアドッグジャパンとの間で連携協定を締結しました。

1 協定締結式の概要

- (1) 日時
令和7年9月9日（火）15時30分～15時50分
- (2) 場所
都道府県会館501会議室（東京都千代田区平河町2丁目6-3）
- (3) 出席者
株式会社エアドッグジャパン 代表取締役 北村 重光
鳥取県 知事 平井 伸治



2 協定概要

鳥取県と株式会社エアドッグジャパンは、避難所の空気環境の改善を行い、災害関連死の防止を図るため、以下の事項に連携して取り組む。

- (1) 平時からの県内の避難所となる施設等への「Airdog」空気清浄機の配置
※株式会社エアドッグジャパンが空気清浄機を無償提供（上限1,000台。配置場所は今後調整）
- (2) 災害時の避難所での空気清浄機配置による環境改善効果の検証及びその成果の発表
- (3) 災害時における避難所等への空気清浄機の追加供給及び配置等

3 今後の取り組み

- (1) 避難所となる施設等への「Airdog」空気清浄機の配置
県内市町村に意向確認を行い、空気清浄機を配置する施設を選定（年度内を目途に配置）
- (2) 空気清浄機配置による避難所内の環境改善効果の検証
実施施設（15か所程度）を選定し、効果検証を実施（10月頃に実施予定）
※空気清浄機を稼働する前後で、施設内の粒子状物質（PM2.5等）、浮遊真菌（カビ）濃度等を測定
- (3) 災害時における空気清浄機の追加供給体制の確保
災害時に、必要に応じて円滑に空気清浄機の追加供給を受けられる体制を確保

<参考>株式会社エアドッグジャパンの概要

所在地：東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンタービル15階

代表者：代表取締役 北村 重光

社員数：21名（役員含む）

事業内容：空気清浄機「Airdog」の輸入、販売、卸し

沿革：令和3年1月19日 設立

令和7年8月30日 空気清浄機「Airdog」の日本の総代理店として事業開始

その他：空気清浄機「Airdog」は、これまで(株)トゥーコネク트가販売をされていましたが、令和7年8月30日以降は(株)エアドッグジャパンが同社から引継ぎ、事業展開をされています。

鳥取県社会福祉協議会との災害中間支援組織の設置及び運営に関する協定締結について

令和7年9月12日
危機管理政策課

大規模災害時に県内外の災害NPO、専門ボランティア団体等の災害支援団体の活動を調整する「災害中間支援組織」として鳥取県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）を指定し、平時からネットワークを構築し、災害時の官民連携による被災者支援体制を強化するため、県社協との間で、災害中間支援組織の設置及び運営に関する協定を締結しました。

1 協定概要

県内で災害が発生した際に、被災者支援活動が効果的に行われるよう、支援に携わる県内外の多様な団体間の連携促進、活動支援・調整及び支援環境の整備を図ることを目的とする災害中間支援組織の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

（1）役割

- ・県社協が、本県における災害中間支援機能を担う
- ・県は、災害時において、県社協と連携して災害支援団体への支援を行う

（2）支援環境の整備

- ・県社協は、県内外の災害支援団体、市町村等との関係構築や連携強化、県内市民活動中間支援団体等と連携した支援の担い手育成等の環境整備を行う

（3）災害時の中間支援

- ・県社協は災害時に県内外の災害支援団体の活動支援・調整、県と連携した情報共有会議の開催等を行う

（4）運営に係る支援

- ・県は、県社協が行う中間支援組織の運営及び活動を支援し、必要な経費を負担する

2 締結式の概要

（1）日時

令和7年9月5日（金） 午後1時から午後1時20分

（2）場所

県庁第4応接室

（3）出席者

＜協定締結者＞

- ・社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 藤井 喜臣
- ・鳥取県知事 平井 伸治

＜協定締結式の様子＞



＜立合者（今後、中間支援のネットワーク構築にあたり、災害中間支援組織と連携）＞

- ・NPO法人bankup 代表理事 中川 玄洋
- ・公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 次長 寺坂 純子

3 今後の取組

（1）平時からの連携構築

県社協を核として平時から県内外の災害支援団体とネットワークを構築

＜県内＞

とっとり県民活動活性化センター、日野ボランティア・ネットワーク、bankup 等

＜県外＞

JVOAD（NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、全国域の災害中間支援組織）

（2）県内の災害支援団体受入・支援環境整備

- ・県内のボランティア団体・NPO等の活動団体等を対象に、災害時の活動について理解促進を図るためのセミナー開催
- ・災害時における活動に必要な資機材の整備 等

「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に係る 鳥取県知事及び新潟市長の会談並びに徳島県内の現地視察等の結果について

令和7年9月12日
危機管理政策課

本年4月に施行された「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（総務省策定）において、南海トラフ地震発生時に、鳥取県は新潟市とともに徳島県を即時に応援するカウンターパート（即時応援県市）として位置づけられました。3県市では応援・受援の体制づくりを進めているところですが、このたび、鳥取県知事及び新潟市長の会談並びに徳島県内の現地視察等を行いました。

1 鳥取県知事及び新潟市長の会談

- (1) 日時等 令和7年9月7日(日) 14:10～14:30 （於：新潟市）
- (2) 出席者 鳥取県知事 平井 伸治、新潟市長 中原 八一
- (3) 趣旨

即時応援県市である鳥取県と新潟市の首長が、機動的に応援体制を構築できる仕組み等について意見交換を行う。

(4) 意見交換内容

○本県から、南海トラフ地震発生時に自動的に発足する“南海トラフ地震緊急応急チーム”を機動的に運用するための仕組み等として、災害対策本部等でマネジメント支援に当たる「災害マネジメント総括支援員（GADM ギャドム）」(※)の人材育成・研修を新潟市と合同で行うことを提案し、了承された。

※大規模災害時に災害対応に知見を有する職員を迅速に派遣するため、地方公共団体の推薦を受け、総務省の名簿に登録されている者。災害時は、災害対策本部等でマネジメント支援を行う（被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等）。被推薦要件は、災害対応に関する知見を有する勤続年数5年以上の管理職級又は所属の管理運営に携わる職員であることなど。

○新潟市からは、新潟市の先遣隊が円滑に徳島県に進出できるよう、先行して被災地に到達する見込みである鳥取県から新潟市への情報伝達の体制の構築に係る提案があり、了承された。



2 徳島県内の現地視察等

- (1) 日時等 令和7年8月20日(水)～22日(金) （於：徳島県）
- (2) 参加者 鳥取県危機管理政策課3名及び新潟市危機対策課3名(徳島県危機管理政策課12名)
- (3) 内容

ア 徳島県内の現地視察

徳島県内の沿岸部（徳島市～海陽町）を車両で通行し、応援隊の進出ルートを確認したほか、市町との意見交換等を行った。

イ 第3回 南海トラフ地震対応検討チーム会議

徳島県からの提案により、津波等により甚大な被害が想定される沿岸10市町に対し、鳥取県内市町村及び新潟市を事前に割り当てることを決定した（下図参照。なお、内陸部14市町村は、被害状況に応じて他県等への応援要請も含めて柔軟に対応）ほか、災害時の活動スペースや災害対策本部室の視察、先遣隊の活動予定場所の確認を行った。



●パターン

【沿岸10市町に鳥取県・新潟市を割当て】

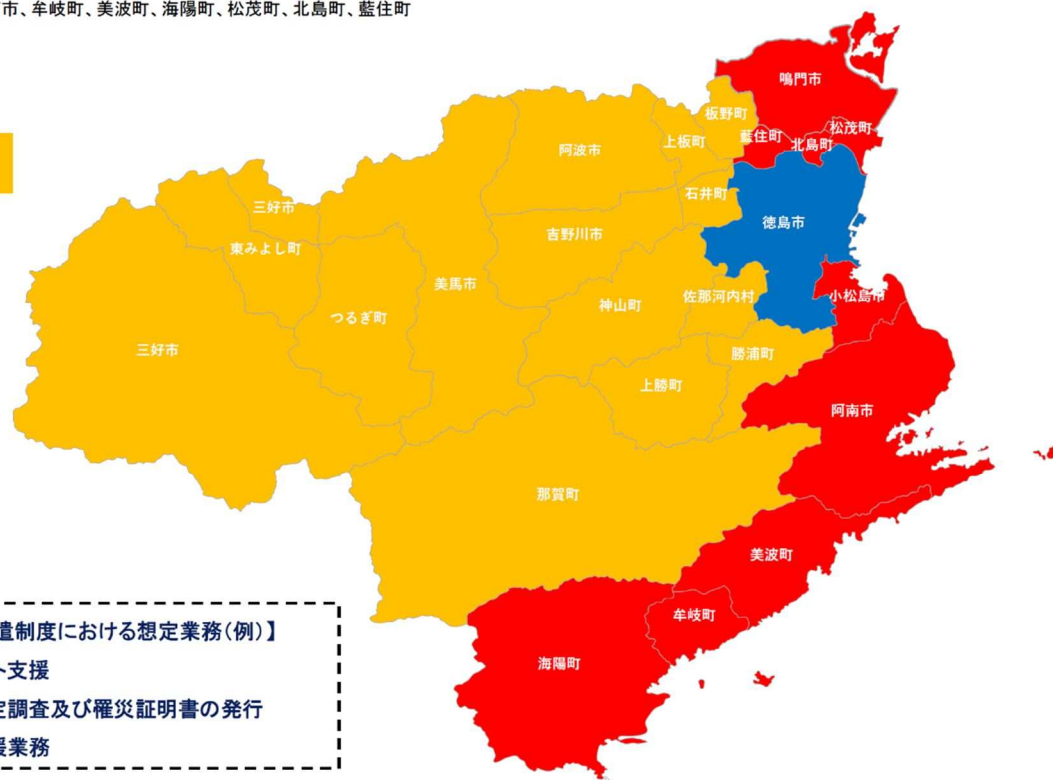
鳥取県(9市町)

鳴門市、小松島市、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町

新潟市(1市)

徳島市

被害の状況に応じて柔軟に対応



【参考：「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（以下「プラン」）の概要】

1 プランの位置付け等

南海トラフ地震を対象に、総務省の「応急対策職員派遣制度」の特例を定めるもの（令和7年4月1日施行）。予め応援編成計画（応援・受援自治体の組合せ）を定め、体制を構築しておくことで、迅速な派遣、効果的な支援実施を図る（通常は発災後に応援・受援自治体を調整・決定）。プランでは10の重点受援県に対する応援県等の組合せが示され、鳥取県は新潟市とともに、徳島県（重点受援県）を即時に応援するカウンターパート（即時応援道県等）として決定された。

2 即時応援道県等における応援体制

南海トラフ地震の発生時には、プランに基づき、鳥取県（市町村含む）及び新潟市は、情報収集や応援ニーズの把握等を行う「先遣隊」及び災害対応業務に従事する職員からなる「応援隊」を徳島県に派遣し、支援を行う。

3 支援対象業務

主に次の3業務が支援対象となるが、緊急性に応じてその他の業務についても支援に努める。

①災害マネジメント支援、②避難所運営業務支援、③住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援

鳥取県地域防災計画等の修正に係るパブリックコメントの実施について

令和7年9月12日
危機管理政策課
原子力安全対策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、近年の災害で得られた教訓、その他新たな知見等を地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しました。

9月17日（水）から10月1日（水）にかけてパブリックコメントを実施し、その後、鳥取県防災会議（会長：知事）で計画の修正について審議する予定です。

1 地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の主な修正内容

（１）全国で発生している山林火災を踏まえた修正（５月１５日より暫定運用中）

○林野火災に係る対策をまとめた「林野火災対策編」を創設（予防・応急の２部編成）

- ・関係機関と連携・協力した林野火災予防意識の啓発、資機材整備・水利の確保、林野火災を想定した防災訓練の実施
- ・発生（覚知）直後からの情報共有体制・早期応急体制の確立、関係機関と連携した消火活動・延焼防止対策、広域支援体制の早期確立

（２）避難所生活環境の確保に係る修正

○温食を含めた食糧の供給

- ・災害対策本部に災害時食糧供給センターを設置し、食糧や温食の提供を一元的に調整することを追記

○避難所環境の向上

- ・スフィア基準等を踏まえた避難所環境向上の項目を設定し、良好な環境を確保に努めることを追記

○避難所運営のサポート人材を育成

- ・研修等により、避難所運営をサポートする人材を育成に努めることを追記

（３）関係機関との情報共有、初動対応の強化に係る修正

○実動組織との連携による初動対応の整備

- ・「鳥取県災害初動対処計画」に基づき、迅速な救助活動、緊急物資輸送等を実施することを追記

○情報連絡室の設置

- ・複数部局等に関連する災害初動対応の際、緊急性や重要性のレベル等に応じて「情報連絡室」等を設置し、情報の集約、関係部局・機関との連絡調整を集中的に行うことを明記

○防災ＤＸの推進

- ・災害オペレーション室において、情報収集・分析・共有や防災関係機関との調整を行うことを追記
- ・総合防災情報システムにより、迅速かつ効率的な災害情報の共有、伝達・情報発信を行うことを追記

○ボランティア団体等との連携

- ・ボランティア団体、災害中間支援組織等と情報共有会議を開催し、連携した支援を実施することを追記

（４）南海トラフを見据えた広域支援に係る修正

- ・南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン等に基づく広域支援体制を構築

※その他法令改正等への対応、文言等の軽微な修正を合わせて行う

2 地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画の主な修正項目等

※広域住民避難計画は、島根原子力発電所に係るUPZ（緊急防護措置を準備する区域（島根原子力発電所から概ね30km圏内））内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したもの

（1）国の動き（原子力災害対策指針の改正等）を踏まえた計画の見直し

○屋内退避中の一時的な外出、屋内退避の解除要件等について記載

- ・原子力災害発災時のUPZ内における防護措置は屋内退避が基本であることを強調し、生活の維持に最低限必要な一時的な外出は屋内退避を継続する上で必要な行為であるため、屋内退避の概念に含まれること、屋内退避は長期に亘る継続が困難であるため、その解除又は避難等への切替えの判断が必要であり、その指示は原子力防災アプリやホームページ等でUPZ内の住民等へ伝達すること、かかる判断は屋内退避中の住民の生活の状況やモニタリングの結果、プラントの状態などの情報を収集し、原子力安全顧問の意見を聴取したうえで国に対し必要な意見を述べていくことを記載

○国の防災基本計画、原子力災害対策指針等との文言の整合化

- ・国の防災基本計画や原子力災害対策指針等の用例に従い文言を適正化（「原子力災害対策重点区域」、「被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者」など）

（2）原子力防災訓練の教訓や県の取組み等の反映

○県職員や市町村職員等へ研修受講を積極的に促すこと等による人材育成の拡充

- ・県職員や市町村職員、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対して、原子力防災や放射線防護に関する研修の積極的受講を促す等による人材育成の拡充を図ることを記載

○避難車両誘導計画の策定

- ・各避難所の駐車可能台数や周辺駐車可能場所の調査を行い、避難車両誘導計画を策定する（避難所に収容できない車を周辺駐車可能場所の候補地に駐車させ、シャトルバスで避難所近くまでピストン搬送する計画など）ことを記載

○広域避難受入れに係るマニュアルの作成と見直しの実施

- ・広域避難を受け入れることが予定される市町に対し、マニュアルの整備を促すとともに、実情に応じてこれを随時見直すことを記載

○放射線防護の指標（被ばくの限度）の追加

- ・被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者に対する放射線防護の指標について、原子力災害対策指針を踏まえ、指標の設定の参考となる数値を記載（実効線量限度50mSv/年など）

○安定ヨウ素剤の郵送配布にあたっての留意点等を追記

- ・申込者の利便性を図るため電子的手続きを充実させるほか、電子的手段が困難な方へは電話による受付、説明動画のDVDを配布するなど十分な配慮を行うことについて記載

3 パブリックコメントの概要

（1）実施期間

令和7年9月17日（水）～10月1日（水）

（2）計画案の閲覧方法

県庁県民課、危機管理政策課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村の窓口で修正概要の閲覧ができるほか、県のウェブページでも閲覧できます。

4 今後のスケジュール

9月17日～10月1日	パブリックコメント実施
10月6日	県議会常任委員会報告（パブリックコメント実施結果）
11月頃	鳥取県防災会議（地域防災計画審議）

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第４２報）

令和７年９月１２日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は８月２１日）

１ 島根原子力発電所１号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第２段階への移行）：令和６年５月１７日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第２段階）の作業着手：令和６年５月２９日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

２ 島根原子力発電所２号機

（１）特定重大事故等対処施設（前回報告から変化なし）

原子炉設置変更許可：令和６年１０月２３日

設計及び工事の計画の認可申請：令和７年１月３１日

（２）その他

安全協定に基づき中国電力から、第３四半期に実施予定の２号機の新燃料輸送計画について、８月２９日に連絡を受けた（詳細は別添のとおり）。

３ 島根原子力発電所３号機

原子炉設置変更許可申請：平成３０年８月１０日（補正２回）、審査会合１９回。

安全対策工事完了予定：令和１０年度目途

８月２８日、９月５日に審査会合（１８回目、１９回目）が開催され、安全保護回路、格納容器破損防止対策の有効性評価や敷地の地質・地質構造について確認が行われた。

[中国電力]

主に以下の内容について説明。

（１８回目）

- ・原子炉緊急停止系作動回路などの安全保護回路について、不正アクセス防止のための措置が取られていること。
- ・格納容器破損に至るおそれのある重要な事故進展シナリオに対して解析を行い、対策を講じることで格納容器破損には至らず、施設の安全性が確保されていること。

（１９回目）

- ・敷地内に将来活動する可能性のある断層がないこと。

[原子力規制委員会]

- ・特段の指摘事項なし

（添付）島根原子力発電所２号機 新燃料の輸送計画（２０２５年度 第３四半期）

島根原子力発電所2号機 新燃料の輸送計画（2025年度 第3四半期）

1. 輸送物の名称 : 島根原子力発電所2号機用新燃料
2. 輸送時期 : 2025年度 第3四半期
3. 輸送責任者 : 原子燃料工業（株）
（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
4. 搬出施設名 : 原子燃料工業（株）東海事業所（所在地：茨城県那珂郡東海村）
（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン 久里浜工場（所在地：神奈川県横須賀市）
5. 輸送回数 : 1回
6. 輸送数量 : 108体（ウラン重量は約18トン）
7. 輸送方法 : トラックにより陸上輸送する。
8. 輸送物 :

種 類	A型核分裂性輸送物	
型 式	N T -Ⅱ型	R A J -Ⅱ型
寸 法	長さ：約5.3m 幅：約0.7m 高さ：約0.8m	長さ：約5.1m 幅：約0.7m 高さ：約0.7m
重 量	輸送容器 : 約940kg 新燃料（2体）：約510kg 合 計 : 約1,450kg	輸送容器 : 約930kg 新燃料（2体）：約520kg 合 計 : 約1,450kg
材 質	外容器、内容器：ステンレス鋼	外容器、内容器：ステンレス鋼
個 数	27個	27個
輸送責任者	原子燃料工業（株）	（株）グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

(輸送容器概観図を別図に示す)

9. 安全対策

(1) 専用輸送容器の使用

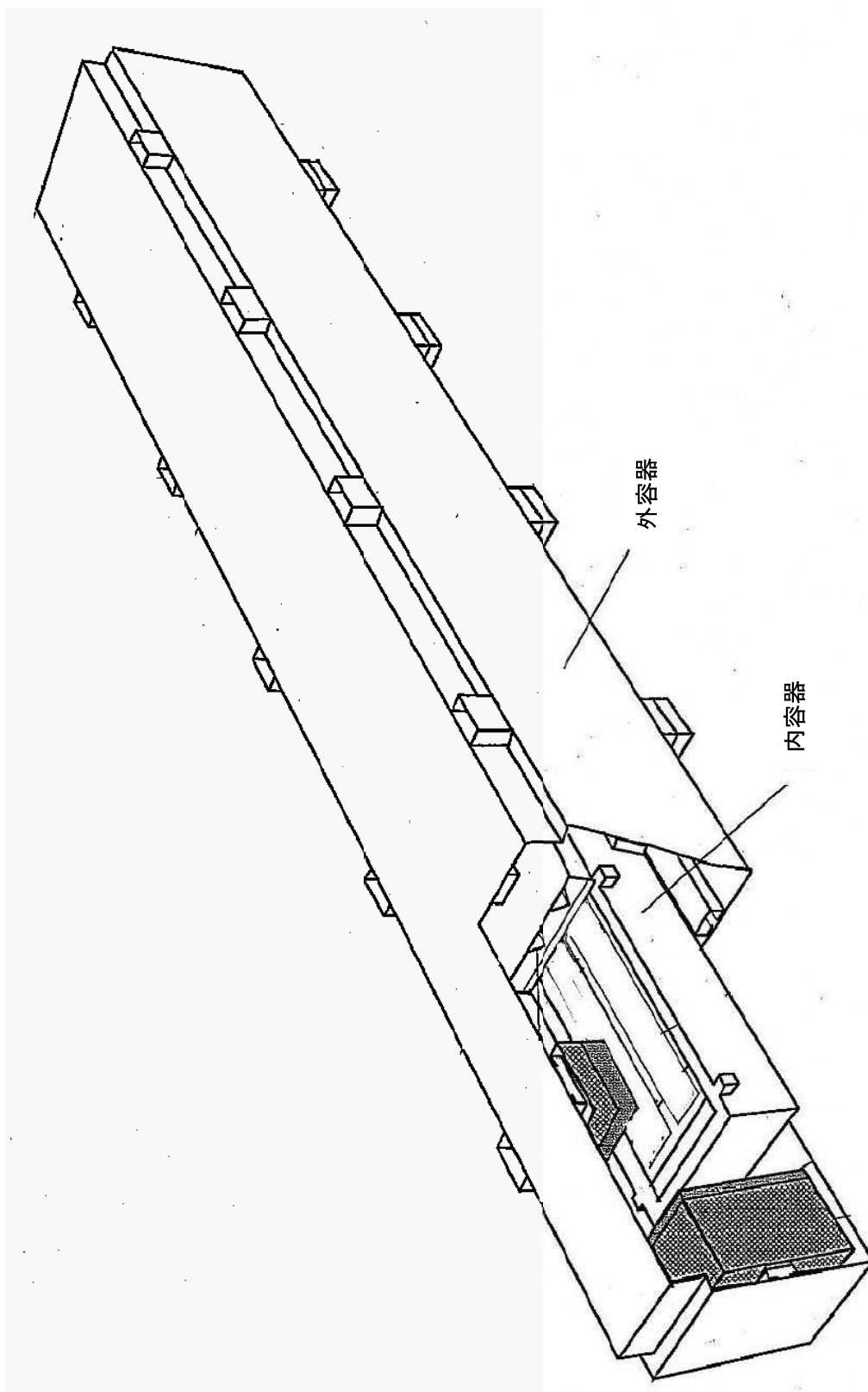
本輸送には、国内関係法令の技術上の基準に適合している新燃料輸送専用の輸送容器を使用する。

(2) 交通安全対策

- a. 輸送の実施に先立ち道路状況を調査し、安全運転の徹底を図る。
- b. 輸送隊には伴走車を配置し、全体の運行状況を掌握する。
- c. 運転者には十分な経験を有する者を配置するとともに、交替運転を行うことで途中休憩を取らせるようにする。
- d. 出発前および運転者交替時等は車両点検を実施する。

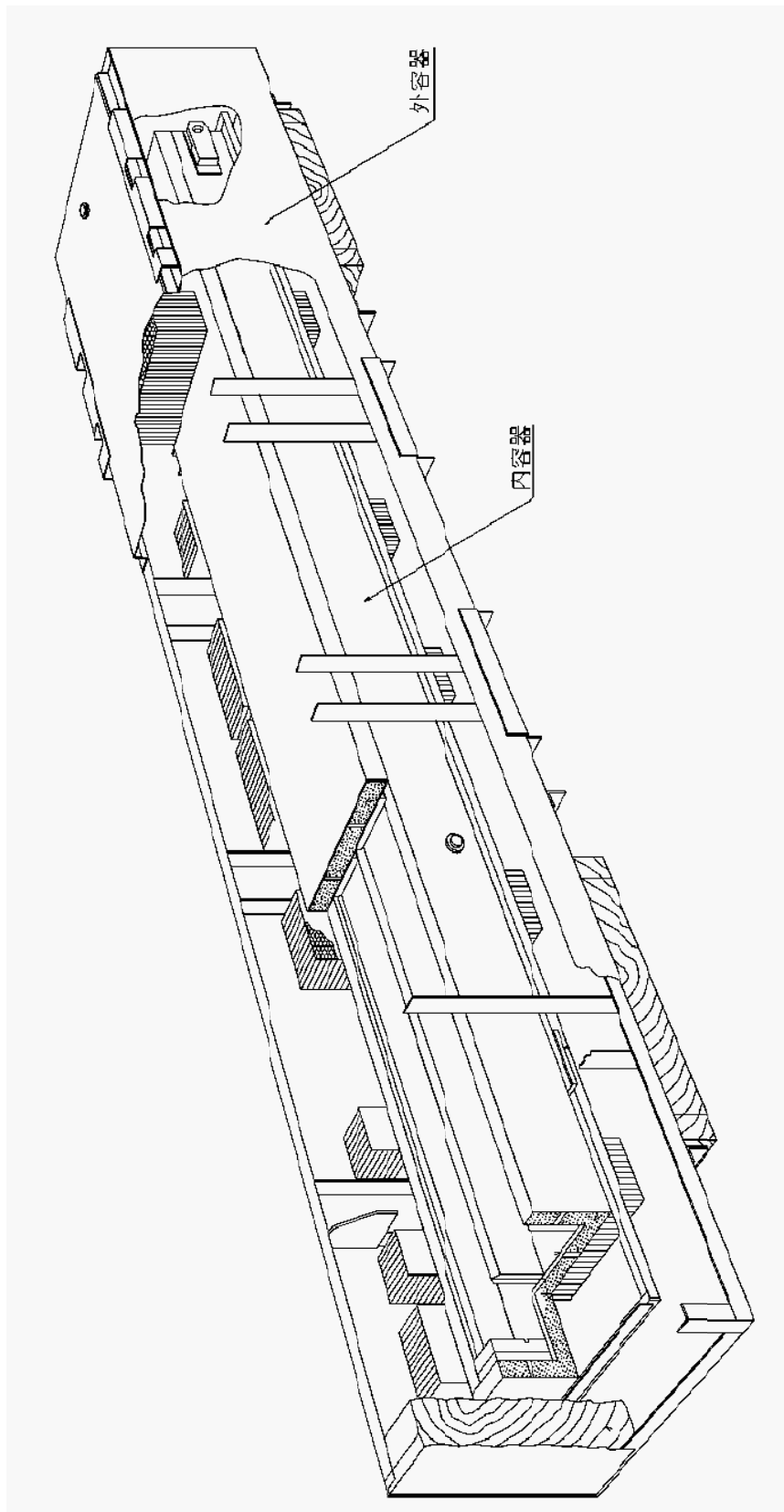
以 上

別図(1/2)



輸送容器概観図 (NT-XII型)

別図(2/2)



輸送容器概観図 (RAJ-II 型)

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象拡大について

令和7年9月12日
原子力安全対策課

政府において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「原発特措法」という。）による財政支援の対象拡大方針が決定されたことについて、以下のとおり報告します。

1 原発特措法の概要（現行）

原子力発電施設等の周辺の地域振興を図ることなどを目的として、原子力防災に係るインフラの整備に対する財政措置等を行う。

（1）財政措置の内容

①原子力発電施設等の立地地域の住民生活の安全確保に資するインフラ（道路、港湾・漁港、消防用施設、義務教育施設）の整備について、以下のとおり措置

- ・整備に係る国の負担金・補助金の割合の嵩上げ（最大 55/100 まで嵩上げ）
- ・整備に充当した地方債の元利償還に要する経費を地方交付税で措置（最大事業費の 31.5%措置）

※ 実質的な地方負担が、事業費全体の 13.5%まで削減。

②立地地域内で行われる特定事業（製造業、運送業、卸売業等）において設備を新設・増築した事業者に課した不均一課税（軽減税率）の減収額の一部を地方交付税で補填

（2）対象地域

- ・EPZ（原発から 10 キロ圏内）内の自治体

（3）適用までの手順

- ①都道府県の申出に基づき、国が原子力立地会議の審議を得て対象地域を指定。
- ②指定された都道府県は関係市町村等から意見を聴き振興計画を策定。国はこの振興計画を原子力立地会議の審議を得て決定。

2 対象拡大の経緯、内容

8月29日、政府は、原子力関係閣僚会議において、原発特措法の対象地域を概ね 30 キロ圏内に拡大すること、また更なる支援措置を検討する方針を決定した。

※ 以上の方針決定に先立ち、6月27日、原発立地 13 道県と本県を含む周辺 7 府県が、それぞれ政府及び関係省庁に対して、原子力安全対策に係る財政措置について要望。

3 今後の県の対応

今回の方針決定で米子市と境港市が原発特措法の支援対象となる見通しであることを踏まえ、国から適用時期含む詳細な内容が示され次第、速やかに、両市と連携して、財政措置の対象となり得る原子力防災に資する事業の洗い出しなど原発特措法の適用に向けた検討を開始する。

鳥取県、米子市及び境港市に対する財源措置の適正化等を求める中国電力への申入れについて

令和7年9月12日

原子力安全対策課

国が決定した、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下、「原発特措法」という。）の対象地域の拡大（10 キロ圏内→30 キロ圏内）といった財源措置に関して周辺地域を立地地域と同等とする方針を踏まえ、島根原子力発電所の周辺地域である鳥取県、米子市、境港市の連名で、中国電力に対して、周辺地域にも立地地域と同等の財源負担をすること等の申入れを行いました。

【周辺自治体における原子力安全対策に係る財源の状況】

鳥取県、米子市及び境港市の周辺地域は、立地地域と同等の原子力安全対策を行っているが、国の立地交付金、核燃料税・固定資産税・法人事業税等の歳入が保障されている立地地域と比べてその財源は格段に乏しい。

令和7年度からは、2号機再稼働による核燃料税の増額に加え、中国電力が島根県に対し約10億円/年（人件費、島根半島震災対策事業費）の財源措置を行うこととされたことで、立地地域との財源格差が一層拡大した。

1 日 時 9月3日（水）午前10時20分～35分

2 場 所 中国電力株式会社（広島市中区小町） 大会議室

3 対応者 〔中国電力〕 中川代表取締役社長執行役員、北野代表取締役副社長執行役員、
大瀬戸常務執行役員
〔鳥取県〕 平井知事

4 申入れの概要

- ・原子力安全対策については立地・周辺の差異はなく法的に求められていることを改めて認識し、立地地域のみならず周辺地域に対しても同等の配慮を行う基本的な姿勢を明らかにすること。
- ・国の方針変更の重要性を十分踏まえ、周辺地域に対して立地地域と同等の財源負担を行うことを速やかに明らかにし、周辺地域の要請に真摯に向き合い、その実現を適切に図ること。
- ・山口県上関町における中間貯蔵施設計画など、島根原子力発電所に係る使用済み核燃料等に今後関わるものとなるのであれば、周辺地域に対しても丁寧に説明するなど、速やかに情報共有を行うこと。

5 中国電力中川社長の主な発言

- ・当社では、国の制度に先駆けて、30キロ圏内への対応として人件費の負担などに取り組んできた。
ご要請については、平井知事からのご意見を踏まえ、住民の方の安全・安心が島根県と鳥取県とで等しく対応できるよう、原発特措法の状況を注視しつつ、真摯に検討して参りたい。
- ・上関町の中間貯蔵施設については、上関町に立地可能性調査結果を報告したもので、今後施設をどう使っていくかということも含めた事業計画を検討していくが、こうした島根原子力発電所と関係する情報について、これからも速やかに情報提供させていただく。



【申入書 手交】



【中川社長 発言】

【添付資料】

- ・島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化等について

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 中川 賢剛 様

島根原子力発電所に係る原子力安全対策
を担う鳥取県・米子市・境港市に対する
財源措置の適正化等について

(令和7年9月3日)

鳥取県

米子市

境港市

第202500139229号
防起第1239号-1
発境防第555号
令和7年9月3日

中国電力株式会社
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治



米子市長 伊木 隆司



境港市長 伊達 憲太郎



島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する
財源措置の適正化等について（通知）

鳥取県、米子市及び境港市は、貴社の島根原子力発電所について、立地地域と同等の原子力安全対策を行ってきているところですが、周辺地域であるということをもって、立地地域では国の立地交付金等の財源措置、貴社の財源負担、核燃料税・固定資産税・法人事業税等の歳入が保障されているのとは比べ、周辺地域の原子力安全対策に係る財源は格段に乏しいと言わざるを得ません。そのため、貴社に対し原子力安全対策に係る財源負担を申し入れ、人件費等一部の費用負担には応じていただいているものの、島根原子力発電所2号機稼働もあり、周辺地域と立地地域との財源措置の格差がここ1年で大きく拡大するに至っています。他方において、税金や雇用など地域への還元がないまま、周辺住民が原発立地に伴う財政需要を自らの税金で賄わざるを得ないということは、不合理であり到底住民の理解を得ることはできません。

こうした現状を打開するため、貴社におかれては、実情に即し更に踏み込んだ財源措置について速やかに検討され、立地地域と周辺地域との均衡が図られるよう、財源措置の適正化に向けて下記のとおり強く申し入れます。切実な事情を御賢察の上、1日も早く御高配賜るようお願い申し上げます。

記

- 1 貴社におかれては、ひとたび原子力災害が発生すれば、立地・周辺にかかわらず広範囲にわたり被害が及ぶおそれがあること、住民の安心・安全の確保に向けた原子力安全対策については立地・周辺の差異はなく法的に求められていることを改めて認識し、立地地域のみならず周辺地域に対しても同等の配慮を行う基本的な姿勢を明らかにすること。

2 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域を10キロ圏内から30キロ圏内に拡大し、原子力安全対策を義務付ける範囲と併せて、財源措置に関しても立地地域と同等とするよう方針を改めることとしたところである。こうした中、貴社は今年度から立地地域に対し新たに10億円程度（人件費及び島根半島震災対策事業費）の財源措置を行うこととされ、これにより、国の方針とは異なり、立地地域と周辺地域で財源措置の格差が拡大することとなった。島根県におかれては、貴社から財源措置を受ける島根半島震災対策事業費について、来たる9月定例県議会に予算を上程されると報じられている。

貴社におかれては、国の方針変更の重要性を十分踏まえ、周辺地域に対して立地地域と同等の財源負担を行うことを速やかに明らかにし、周辺地域の要請に真摯に向き合い、その実現を適切に図ること。

3 山口県上関町における中間貯蔵施設計画について、貴社の立地可能性調査で整備が可能と判断されたと報道されている。これが島根原子力発電所に係る使用済み核燃料等に今後関わるものとなるのであれば、周辺地域に対しても丁寧に説明するなど、速やかに情報共有を行うこと。

原子力災害時に備えた防災訓練の実施結果について
(人形峠環境技術センター対応訓練、避難先及び避難経路確認訓練)

令和7年9月12日
原子力安全対策課

1 人形峠環境技術センター対応訓練

日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターにおいて、原子力災害が発生した際の迅速かつ適切な対応につなげるため、緊急時の対応手順の確認や災害対応要員の練度向上を図ることを目的とした原子力防災訓練（鳥取県独自の機能別訓練）を実施しました。

- (1) 日 時 令和7年8月26日（火） 午前9時～正午
 (2) 場 所 三朝町総合スポーツセンター、三朝町内
 (3) 参加機関 県、三朝町、中部消防局、警察本部、県保健事業団、三朝町赤十字奉仕団等（約50名）
 (4) 主な訓練項目
 ア 原子力防災資機材、内部被ばく検査等の操作方法の習熟
 イ 住民との協働による避難所開設訓練の実施及び避難者の受付手順等の確認
 ウ 交通規制の実施手順の確認

(5) 訓練内容等

訓練項目	内 容
原子力防災講習	・原子力施設の概要や原子力災害時の対応等について説明。
原子力防災資機材等展開訓練	・三朝町保有のエアレントや中部消防局保有のツーラインメント、除染 TENT 等を展開した後、災害対応要員の汚染検査や流水除染等、資機材の運用手順を確認。
原子力災害医療活動訓練	・ホールボディカウンタ(WBC)車により参加住民等の内部被ばく検査を実施し、測定機器の操作手順を確認。
避難所開設訓練	・町職員と住民が協働し、居住スペース（段ボール間仕切り・ベッド等）、非常用トイレを設置。資機材の展開手順や避難所受付手順を確認。 ・避難所内に各種対策に必要な資機材も展開。 熱中症対策：スポットクーラー及び大型扇風機 プライバシー対策：ワンタッチテント 停電対策：発電機からの給電設備
避難所炊き出し訓練	・炊き出しによる調理方法の確認や、避難者への食事の提供手順等を確認。
交通規制等確認訓練	・発災地域へ流入する人や車両の規制実施に係る手順を確認。

- ・資機材の展開や避難所の開設作業について、初めて対応に当たる職員に対応手順を示しながら実施したことによりスムーズに作業が進み、迅速かつ適切に対応できることを確認した。
- ・災害医療活動訓練について、内部被ばく検査の作業を昨年度から県保健事業団に委託を行っているが、今年度で2回目ということもあり、習熟度が高まってきたことを確認した。

(6) 参加者の声

- ・原子力災害への対応は未経験のことが多いため、毎年継続的に実施していくことが大事だと感じた。
- ・暑熱下の訓練ではあったが、大型扇風機、スポットクーラー等の準備があり、以前より暑さが軽減されていた。
- ・今回の訓練は資機材の展開手順の確認ということが目的だったが、より現場対応に近づけるためにも、状況付与を行う訓練としてもいいのではと感じた。
- ・参加、見学された住民の方が少ないように感じられたため、より多くの方に来てもらえるような工夫が必要。



原子力防災講習



原子力防災資機材等展開訓練



原子力災害医療活動訓練



避難所開設訓練



避難所炊き出し訓練



トイレカーの展示

(7) その他

岡山県との共同訓練については、秋頃実施予定。

2 避難先及び避難経路確認訓練（米子市）

原子力災害時の避難対象地区の住民に、広域住民避難計画で定めた避難経路や避難退域時検査会場、避難先施設を実際に確認していただき、避難計画に対する理解促進、住民不安の軽減及び避難先自治体の理解促進等に繋げることで、避難計画の実効性向上を図ることを目的に、避難先の鳥取市の協力を得て実施しました。

- (1) 日 時 令和7年7月12日（土）午前9時～午後4時20分
- (2) 訓練内容 原子力災害時の避難経路、避難退域時検査会場及び避難先の確認
- (3) 参加人数 米子市大篠津地区住民 21人
- (4) 訓練概要

<訓練確認項目等>

確認項目等	確認内容
移動手段	中型バス
一時集結所	大篠津公民館
避難経路	避難経路① (山陰道・国道9号沿い)
避難退域時検査会場	中山農業者トレーニングセンター (大山町)
避難先施設	鳥取市内避難施設 ・気高町コミュニティセンター 他



- ・避難退域時検査会場では、県から避難退域時検査の説明を行い、鳥取市の避難先施設では、鳥取市から市や施設の概要等についての説明、避難元地区住民（米子市大篠津地区）と避難先地区住民（鳥取市気高町・鹿野町）との意見交換を行った。
- ・一連の避難経路等の確認を通じて、原子力防災ハンドブックと地区別避難計画パンフレットの有効性について理解を深めることが出来た。

(5) 参加者の声

- ・地元住民の受け入れ体制や認識を聞かせてもらったことが良かった。
- ・これから考えていかなければならない課題が多くあることに気づく機会になった。
- ・避難場所の冷暖房が心配である。
- ・所属自治会員への周知のあり方について検討をしてみたい。

(6) その他

本訓練は平成27年度から実施しており、今回を含めて延べ17回、365名が参加。



避難退域時検査の説明
(中山農業者トレーニングセンター)



避難先施設視察及び避難先地区住民との交流
(気高町コミュニティセンター)

ぼうさいこくたい2026の鳥取県開催について

令和7年9月12日
消 防 防 災 課

内閣府等が主催し、産学官民の関係者が日頃から行っている防災活動を発表し、交流する日本最大級の防災イベントである防災推進国民大会（通称「ぼうさいこくたい」）を鳥取県中部地震から10年の節目の令和8年に鳥取県で開催されることが決定しました。

1 開催目的

「ぼうさいこくたい」の目指すものとしては、「国民の防災意識の向上、様々な防災活動への理解促進」「防災活動に取り組む各界各層の連携の促進」「ぼうさいこくたい開催を契機とした防災活動の活性化、各地域の防災力の向上」の3つが挙げられている。

鳥取県中部地震から10年の節目の令和8年に鳥取県で開催することにより、本県の先駆的な取組を全国に発信・共有するとともに、他都道府県の実践的で持続的な取組等を学び、県内の地域やボランティア団体のつながりを深める機会とし、本県の防災力の向上につなげていく。

2 主催

防災推進国民大会実行委員会（内閣府・防災推進協議会・防災推進国民会議）

3 開催日

令和8年10月17日（土）、18日（日）

4 開催場所

エースバック未来中心（鳥取県立倉吉未来中心）、鳥取県立美術館等

5 参加予定者数（見込み）

防災活動等を行う産学官民の関係者、一般の方 約1万人

6 内容（予定）

セッション、ワークショップ、ブース出展、パネル展示、屋外展示等

＜併催する県イベント等（予定）＞

- ・防災関連イベントの実施（防災フェスタ、県内災害関連施設の見学ツアー）
- ・県PRイベント（県産品の展示・販売）

【参考】

■これまでの開催状況

開催年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回
開催地	東京都	宮城県	東京都	愛知県	広島県	岩手県	兵庫県	神奈川県	熊本県	新潟県	鳥取県

※第5回はオンラインのみ、第6回はオンラインと現地での開催

■ぼうさいこくたい2025in新潟（令和7年9月6日、7日）での本県の出展等

＜パネル展示＞



＜クローージングセッションでの知事挨拶＞

